

東かがわ市告示第31号

東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱（平成23年東かがわ市告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補助の対象経費、補助金の交付額等)	(補助の対象経費、補助金の交付額等)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 略	3 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額とし、予算の範囲内で交付する。
(1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と <u>10万3千円</u> を比較して、いずれか少ない額	(1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と <u>9万円</u> を比較して、いずれか少ない額
(2) 略	(2) 略
(3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と <u>57万5千円</u> を比較して、いずれか少ない額	(3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と <u>50万円</u> を比較して、いずれか少ない額
(4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と <u>23万円</u> を比較して、いずれか少ない額	(4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と <u>20万円</u> を比較して、いずれか少ない額
4・5 略	4・5 略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。